

## 品川区営住宅の整備基準に関する要綱

制定 平成25年 4月1日 要綱第160号

改正 平成25年10月1日 要綱第161号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区営住宅条例（平成9年品川区条例第39条。以下「条例」という。）第3条の2および品川区営住宅条例施行規則（平成10年品川区規則第1号。以下「規則」という。）第2条の3から第2条の15までに規定する品川区営住宅（以下「区営住宅」という。）の整備基準にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

### (温熱環境)

第2条 規則第2条の6第2項の措置は、原則として、区営住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準を満たすこととする。ただし、これにより難しい場合は等級3の基準を満たすこととする。

### (遮音性能)

第3条 規則第2条の6第3項の措置は、区営住宅の床および外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準または評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の区営住宅以外の区営住宅にあつては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）および評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たすこととする。

### (劣化の軽減)

第4条 規則第2条の6第4項の措置は、区営住宅の構造耐力上主要な部分およびこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の区営住宅にあつては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たすこととする。

### (維持管理への配慮)

第5条 規則第2条の6第5項の措置は、区営住宅の給水、排水およびガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1（3）および4-2（3）の等級2の基準を満たすこととする。

### (空気環境)

第6条 規則第2条の7第3項の措置は、区営住宅の各住戸の居室の内装の仕

上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合  
にあつては、同(3)ロの等級3の基準を満たすこととする。

(住戸内における高齢者等への配慮)

第7条 規則第2条の8の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすこととする。

(共用部分における高齢者等への配慮)

第8条 規則第2条の9の措置は、区営住宅の通行の用に供する共用部分が各住戸が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすこととする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から適用する。